

分野	目標	方針	総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向		
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等	
1 同和問題	社会の中で差別意識や偏見が無くなり、同和問題が解決されている	①人権教育・啓発を推進する	目標達成	人権啓発課	人権啓発課	<p>毎年度、部落差別に対する意識と認識を深めるため、住民対象の講演会や町内で就労する方々に対する研修会等を開催している。また、適宜、広報誌や町ホームページで継続的に啓発を行うとともに、町内の主要駅前で街頭啓発を含めた人権全般にかかわる事業を展開している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2・3年度は未開催となった事業もあったが、その他の年度は、目標としている各事業において、年1回は必ず部落差別に関する講演会や研修等を開催している。</p> <p>○精華町人権講演会（毎年度、1月と7月頃開催。一つは部落差別をテーマとして開催。対象は、精華町人権啓発推進委員会の会員と住民等）</p> <p>○精華町人権講座（毎年度、8月頃開催。テーマが部落差別とは限らない。対象は住民等）</p> <p>○精華町人権展（毎年度、11月下旬～12月上旬開催）</p> <p>○人権関連図書特設コーナー（内容:人権関連図書の特別展示 場所:町立図書館）</p> <p>②特設人権ぶらざ（内容:小中学生が描いた人権擁護啓発ポスターを役場庁舎2階に展示）</p> <p>③人権講演会（テーマが部落差別とは限らない）</p> <p>④精華町人権シネマサロン（12月上旬上映、場所:けいはんなプラザ 上映作品:テーマが部落差別とは限らない）</p> <p>○町職員・教職員等人権研修（毎年度、部落差別をテーマとして開催。時期は未定。年1度は必ず開催）</p> <p>○街頭啓発（毎年度、8月～11月上旬と11月下旬から12月中旬の2度を実施。町内主要な公共施設や駅前、祝園駅東西連絡通路に街頭啓発ブース設置）</p> <p>○人権の花運動（毎年度、町内小学校一校を対象に実施。人権擁護委員による児童・生徒対象に人権学習を行い、必ず部落差別もテーマとしている）</p> <p>○広報啓発活動</p> <p>①人権情報紙「jinken」の発行（毎年度、1月と8月に町内全戸配布）</p> <p>②広報誌や町ホームページ広報誌「華創」に人権啓発記事を掲載（適宜、掲載）</p> <p>○その他</p> <p>山城15市町村等で組織する団体等で開催する講演会や研修に必ず参加している。（分野は部落差別）</p>	<p>実施内容に関して、講演会や研修等は若年層の参加が少ないため、さまざまな世代に参加してもらえるよう、開催日時や多様な情報媒体を通じた啓発を行っていく必要がある。</p> <p>部落差別に関する講演会・研修等の内容が恒常化しないよう、時勢を捉えた内容や関心の高い内容を設定するとともに、効果的な事前周知などに努める必要がある。</p>	継続	<p>部落差別問題に限らず人権問題は多様化し、深刻な社会問題となっていることから、今後も講演会や映画上映会などの啓発活動の実施にあたっては、他自治体や民間事業者等の事例も参考に、関心の高い他のテーマと関連付けて事業実施することで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。</p> <p>○講演会・研修等の開催/現状の回数を維持する。</p> <p>○人権展の開催/現状の取り組みを維持する。</p> <p>○街頭啓発/現状の取り組みを維持する。</p> <p>○人権の花運動/現状の取り組みを維持する。</p> <p>○広報啓発活動/現状の取り組みを維持する。</p>	
			目標達成	教育支援室	教育支援室	<p>毎年度、精華町人権教育研究会の依頼を受け、新会員研修会において人権教育について研修を行っている。</p> <p>○精華町人権教育研究会新会員研修会（人権センターで毎年開催）</p>	<p>新会員研修会では、人権センターからの研修が30分程度、教育支援センターからの研修が30分程度の2本立てとなっているので、研修内容が重ならないように事前確認を行っておく必要がある。（限りある時間で効果的な研修とするために、内容の重複を防ぐため）</p>	継続	<p>新会員が同会の趣旨を理解し、同和問題に対する正しい知識と認識を深める機会であることから、最新の情報や時事問題等を研修に取り入れるなど、研修内容をさらに充実させていく。</p>	
			変わらない	総務課	総務課	<p>職員向けの研修機会として、例年、新規採用職員研修の一環として、人権啓発課より職員を招聘し同和問題に関する研修枠を設けている。</p> <p>人権啓発推進委員会と連携し、同和問題に限らず、さまざまな人権課題に関する職員向け研修会を実施している。</p>	<p>新規採用職員研修では、経歴や入庁時年齢にばらつきがあり、また、町民割合が低下傾向にあるが、研修内容を大きく変更することはできていない。</p>	継続	<p>職員向けの研修機会を継続的に確保する。</p> <p>職員全体の構成（年齢・住所など）の変化を捉え、研修内容を工夫する。</p>	
			変わらない	商工推進室	商工推進室	<p>関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。</p>	<p>該当する情報が直接商工推進室で得ることができないため、関係部署と連携して情報収集に努める。</p>	継続	<p>立地企業のアフターフォロー（毎月の町広報誌「華創」と案内チラシ等の配布）を継続し、必要な情報周知を行う。</p>	
		②現行制度を的確に運用し、人権センターを活用した取り組みを推進する	目標達成	人権啓発課	人権啓発課	<p>人権センターを会場として、隣保館デイサービス事業（体操教室、ヨガ教室）、地域交流促進事業（書道教室、生け花教室）などの教室を開講するとともに、参加者の成果発表の機会として交流作品展を開催（年1回）した。また、他部署と連携し、就労相談窓口の開設（ハローワーク出張相談会（年1回））や住民健（検）診（年1回）などの事業を実施することにより、住民交流の拠点として福祉の向上に努めた。</p> <p>その他、町内の小中学校の新転任教職員を対象として、人権研修会を実施するなど、さまざまな人権問題の啓発に努めた。</p>	<p>相談事業の中には参加が少ない事業もあるため、多くの方に参加していただけるよう、開催日時や開催情報の発信について工夫を行っていく必要がある。</p>	継続	<p>京都府や山城地域の隣保館、各種団体と連携を図りながら、人権センターを活用して引き続き様々な事業の取り組みを行うことで、住民交流を図るとともに人権について考える機会を継続的に実施する。</p>	
2 女性	女性に対するあらゆる暴力が無くなり、性別にかかわらず能力が発揮されている	①女性に対する暴力を根絶する	目標未達成だが改善傾向にあり	人権啓発課	人権啓発課	<p>DV相談員を配置しDV相談を行っている。ケース対応の際は各課で情報を共有し対応を行っている。</p>	関係各課との連携	拡充	<p>重層的支援体制を利用する他、新たに支援調整会議を設置し、関係各課とより密な連携を行う</p>	
			②男女共同参画社会づくりを推進する	目標未達成だが改善傾向にあり	人権啓発課	人権啓発課	<p>女性の経済参画支援の取組として女性デジタル人材・起業家育成支援型事業を実施</p>			
			③女性の活躍を支援する	目標未達成だが改善傾向にあり	人権啓発課	人権啓発課	<p>女性の経済参画支援の取組として女性デジタル人材・起業家育成支援型事業を実施</p>	<p>事業所、住民活動団体、京都府との連携があまりとれなかった。</p>	継続	<p>女性が活躍できる環境整備のために、関係各所と連携をとりながら事業や支援体制づくりを進めていきたい。</p>
3 子ども	子どもが一人の人間として最大限に尊重され、必要な権利が保障されている	①子どもの権利が保障され、成長し続ける環境をつくる	目標達成	子育て支援課	子育て支援課	<p>これまで、本町では、こどもの健全な成長のために町民のすべてが力を合わせることを「こどもを守る町」宣言（昭和43年制定）として掲げ、まちづくりを進めるとともに、子育てに関する様々な取組を進めており、今回策定した第3期計画、「せいかこどもプラン」では、「こども・家庭・地域で創る こどもまんなか精華町～みんなで作る こどもまんなかまちづくり～」基本理念として、こどもの権利・人権を尊重し、こどもの声に耳を傾けながら、こどもが地域社会の次の担い手として成長し、活躍することができるよう、こども目線を尊重したまちづくりを進めます。</p> <p>事業としては、例年11月に子育て支援講演会（人権講演会）を開催しており、学校や人権擁護委員等の関係機関と連携し、継続して住民向け人権講演会を実施することで、こどもの権利・人権についての啓発を推進しています。</p> <p>○子育て支援講演会（人権講演会）開催実績</p> <p>R6 日時：令和6年11月30日 参加者45人（一般21人、町職員24人） 演題：「誰一人取り残さない社会へ～子ども達への権利侵害をなくすために」 講師：山野則子氏（大阪公立大学教授）</p> <p>R5 日時：令和5年11月30日 参加者54人（一般32人、町職員22人） 演題：「こどもにちゃんと伝わるしつけとは？」 講師：小崎恭弘氏（大阪教育大学 保育学教授）</p> <p>R4 日時：令和4年11月25日 参加者47人（一般26人、町職員21人） 演題：「沈黙のヤングケアラー その笑顔の内側」 講師：黒光さおり氏（社会福祉士、公認心理士）</p> <p>R3 日時：令和3年11月26日 参加者55人（関係機関5、町職員50） 演題：「ヤングケアラー 家族のケアを担う子どもたち」動画配信 講師：大阪歯科大学 濱島 淑恵教授</p> <p>※コロナウイルス感染防止のため、関係機関・職員向け研修として開催</p>	<p>単なる子育て世帯向けの講演会ではなく、児童虐待は重大な権利侵害であり、権利侵害を無くすための意識啓発を目的として講演会を開催しているが、内容として多くの方に参加してもらいやすいテーマ、内容を設定した企画とし、SNSの活用等周知広報が効果的となる方法を検討し、若い世代が参加しやすいよう工夫する必要がある。</p>	継続	<p>今後も講演会の実施にあたっては、他自治体や民間事業者等の事例も参考に、関心の高い他のテーマと関連付けて事業実施することで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。</p>	

分野	目標	方針	総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向	
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等
		②子どもへの虐待を防ぐ	目標達成	教育支援室	教育支援室	町内小中学校・子育て支援課と連携し、児童虐待への早期発見・早期対応に努めている。また、精華町校長・教頭会義等の機会を通して、児童虐待に関するガイドライン等について周知徹底を図っている。 ○ヤングケアラー連携支援マニュアル	新規採用教員の増加に伴い、虐待についての基本認識や対応については毎年年度当初に確認し、早期発見・早期対応への意識啓発を行っていく必要がある。（具体的な見取りのポイント等）	継続	引き続き、町内小中学校・子育て支援課と連携し、児童虐待への早期発見・早期対応に努める。また、児童虐待に関するガイドライン等の周知徹底や意識啓発についても、年度当初の校長・教頭会において実施する。
			目標達成	子育て支援課	子育て支援課	児童虐待発生の未然防止や早期発見を図るため、要保護児童対策地域協議会における関係機関連携活動・支援ネットワーク強化の促進に取り組んでいます。 ○児童虐待の未然防止・早期発見のための取組 ・要保護児童対策協議会において、代表者会議（年一回）、実務者会議（年6回）、個別ケース会議（必要時随時）を開催し関係機関と連携促進 ・親支援プログラム(NP)の実施 全8回2クール実施 ・親子の絆づくりプログラム(BP)の実施 全4回2クール実施 ○地域やNPOなど社会全体で子育て家庭を支援する体制の充実 ・11月の児童虐待防止推進月間にあわせて集中啓発活動(庁舎懸垂幕、庁舎内啓発映像の掲示、オレンジ&パープルリボンツリー展示、広報誌掲載等)	重篤な児童虐待ケースへの対応や、要保護児童対策地域協議会の調整機能を維持するために家庭相談員等の資質向上等に努め、関係機関連携活動の強化を図り、地域における支援ネットワークのつながりを深めていく必要がある。	継続	要保護児童対策地域協議会の支援ネットワークを活かし、関係機関が役割分担しながら協働すること、また、その支援内容のふりかえりも含め、研修等により資質向上に努めるような研修会の開催など、地域の全体的見守り体制の強化を目指していきます。
3 子ども	子どもが一人の人間として最大限に尊重され、必要な権利が保障されている	③いじめ、暴力行為、体罰等への対策を進める	目標達成	教育支援室	教育支援室	いじめ防止対策推進法の規定に基づき、精華町いじめ問題対策連絡会議及び精華町いじめ防止対策推進委員会を毎年度開催している。加えて、精華町いじめ防止実務担当者会議を毎年度3回実施している。また、町内小中学校でいじめ調査を毎年度年間2回実施し、実態把握と早期対応に努めている。 暴力行為については、生徒事象報告において実態把握に努めるとともに、研修等を通して生徒指導体制の強化に努めている。 体罰については、京都府公立学校教職員コンプライアンスハンドブックを活用した研修を実施するよう、各小中学校に指導している。	年間2回のいじめ調査以外に、日常的に児童生徒の状況を把握するための方法を検討する。	継続	現状の取組を引き続き継続するとともに、日常的に児童生徒の状況を把握するための方法を検討する。（心の健康観察等）
			目標達成	子育て支援課	子育て支援課	体罰については、児童虐待としての面だけでなく、子どもへの重大な権利侵害であるとの視点に立ち、学校・関係機関からの相談の際には、個別に要保護児童として相談対応を開始し、保護者面接、児相との連携等、児童虐待としての対応を行い、体罰によらない子育てが広がるよう相談支援を行っています。	再発防止のために、保護者支援の視点も持ちながら、適切な養育環境や、関わり方になるように支援していく。	継続	再発防止のために、保護者支援の視点ももちながら、適切な養育環境や、関わり方になるように支援していく。
		目標達成	教育支援室	教育支援室	全小中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談機能の充実を図っている。また、校内教育支援センター（別室）を各校に設置し支援員の配置を行い、居場所づくりと学習機会の確保に努めている。また、保護者同士の交流と学習機会の提供を目的とした不登校の子を持つ保護者の会を開催している。（全体会年2回、グループ交流会月1回）	フリースクールなどの関係機関と学校が連携した学習機会の提供という点については、更に充実させていく必要がある。	継続	引き続き現状の取組を進めていくことに加えて、不登校児童の出席認定や学習評価のあり方について研究を進めていく必要がある。	
		目標達成	子育て支援課	子育て支援課	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう、経済的に困難を抱える家庭に対する相談支援を行っています。 困窮に陥りやすいひとり親家庭を対象とした支援や制度の周知案内を実施しています。また、地域母子会での子ども食堂実施の後方支援などを行っています。	地域母子会や、NPO法人のような支援団体の数が限られており、地域での支援者・支援団体が増えていくような取組が求められている。 支援を必要とする困窮世帯の把握方法について、関係機関や、地域での気づきの視点が持てるよう相談体制、専門性を強化していく必要がある。	継続	引き続き現在の支援を継続しながら、多様な団体の協力や、支援者が増えるような広報啓発を行う。	
		目標達成	教育支援室	教育支援室	毎年度当初に、各小中学校において京都府公立学校教職員コンプライアンスハンドブックを活用し、研修を実施している。 また、R7は文部科学省及び京都府教育委員会の通達を受け、精華町として臨時校長会を開催して、児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底と教職員による児童生徒の撮影や端末使用に当たっての統一ルールについて確認を行った。	教職員の異動等により、毎年各小中学校の構成メンバーが変わる可能性が大きいので、年度当初に確実に実施する必要がある。	継続	引き続き現状の取組を進めていく。	
		目標達成	子育て支援課	子育て支援課	児童買春、児童ポルノに係る行為は、児童の権利を著しく侵害するものであり、児童の権利を擁護するため、平成16年の改正により、その罰則が強化されるなどしています。本町においても児童ポルノは、児童虐待における性的虐待として、精華町要保護児童対策地域協議会を中心として、児童ポルノ根絶に向けた周知啓発をしています。	インターネットの発達によって児童ポルノに係る行為の被害に遭う児童が増え続けており、児童自身にも危険性や、被害に合わないための教育、周知啓発活動を企画していく必要がある。	継続	児童ポルノ被害を防ぐために、児童を対象とした学びの機会や、周知啓発の内容を工夫していく。	
4 高齢者	いくつになっても自分らしくいきいきと暮らすことができる	①計画に基づく施策を推進する	目標未達成だが改善傾向にあり	高齢福祉課	高齢福祉課	○高齢者保健福祉計画は3年ごとに策定しており、現行では令和6～8年の「精華町第10次高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステムの推進を図っている。 ○高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、総合的な相談支援体制の強化として、令和6年度に町内地域包括支援センターを2か所から3か所に増設した。 ○困難事例等の個別地域ケア会議と併せ、令和4年度から自立支援型地域ケア会議を開催し、協議・調整を図っている。令和6年度は、初めて、地域ケア推進会議を開催し、これまでの地域ケア会議を通じて出てきた地域課題や地域包括支援センターが日々の相談の中で見えてきた地域課題などについて話し合い、地域課題の整理を行った。	地域ケア推進会議をより充実させ、地域課題の整理したうえで、解決に向けて地域資源の開発や施策形成に取り組む必要がある。	継続	○地域包括支援センター主催の自立支援型個別地域ケア会議開催を目指す。また地域ケア推進会議を令和7年度も継続して実施し、地域課題について、解決策を検討していく。
		②高齢者の権利を擁護する	目標未達成だが改善傾向にあり	高齢福祉課	高齢福祉課	○高齢者人口増や核家族化等の背景もあり、養護者による虐待対応事案が増えていることから、地域包括支援センター等と連携し、支援を進めた。 ○高齢者の後見利用支援事業利用者数 令和6年度 3名 ○認知症カフェの設置 町内4カ所 ○認知症サポーターとその講師役となるキャラバンメイトを精華町キャラバンメイト連絡会（平成25年10月発足）と連携し、養成に取り組んだ。（令和6年度 サポーター延べ人数：11,320人、メイト延べ人数：247人） ○認知症への理解等、引き続きキャラバンメイトによるサポーター養成を進めていくため、令和7年度は住民に広く呼びかけてのサポーター養成講座を初めて実施した。（以前は、希望のある企業等への出前講座のみ）	虐待対応事案については、増加傾向にあり、内容も複雑化している。地域包括支援センターとの連携が重要となっている。	継続	○高齢者虐待の未然防止・早期発見のため周知啓発の強化を図っていく。 ○精華町権利擁護・成年後見センターと連携し、必要者の利用促進を図っていく。
		③高齢者の社会参画を支援する	変わらない	高齢福祉課	高齢福祉課	○シルバー人材センター等の活動の状況を把握するとともに、運営支援を行った。 ○健康、奉仕、交流、趣味文化、生きがいと健康づくり等の地域社会活動をしている精華町老人クラブ連合会の運営に対する助成及び支援を行った。	シルバー人材センター、老人クラブについては、会員数が伸びないことが課題となっている。	継続	○高齢期を迎えた時に地域社会の中で活躍していけるよう、就労や趣味などを楽しめる場と機会を作っていくこと、社会参加の機会として、人材育成につながる機会を作る。 ○団体等と調整を図りながら活動の拡充を図っていく。
		④介護者を支援する	変わらない	高齢福祉課	高齢福祉課	○北部圏域、中部・南部圏域において、年2回リフレッシュ事業を実施した。 【北部（神の園）】 1回目：バスでのお出かけ（ローザンベリー多和田）（20名参加） 2回目：寄せ植え体験（28名参加） 【中部・南部（社協）】 1回目：巻き玉のキーホルダー作り、介護者家族の会などでこの会との交流会（11名参加） 2回目：バスでのお出かけ（和東町）、介護者交流会（10名参加）	リフレッシュ事業については、参加者数が横ばいとなっているため、内容を工夫する必要がある。	継続	家族同士の交流の機会や相談支援、介護者家族の会の活動支援を進めていく。
			変わらない	高齢福祉課	高齢福祉課	○地域の移動手段の担い手育成について、社会福祉協議会と連携し、「運転協力者養成講習会」を実施。 実施日：令和7年2月28日 参加者数：10名	地域の移動手段の担い手については、担い手不足が問題となっている。	継続	○高齢者の住まい、移動等に係るまちづくりについて、関係機関と調整を図りながら高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境、まちづくりを推進していく。

分野	目標	方針	総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向	
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等
		⑤施設や交通機関等のバリアフリー化を進める	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づき町内の対象建築物の順守すべき基準の確認を行っている。 ○都市計画課が中心となり、小学校を対象にバリアフリー教室を実施。毎年1か所の小学校に順次実施。令和3年から令和7年で一巡した。 ○社会福祉協議会において小学校に対して福祉教育とし、毎年希望校に車いす体験をしている。 ○令和7年度に広く一般にバリアフリー状況を周知するため、「精華町WEB版バリアフリーマップ」を作成し、令和8年2月から公開した。(登録施設数：59)	引き続き、バリアフリー教育やさまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい環境を目指し、精華町やさしいまちづくり整備指針に基づく基準確認をするとともに、「精華町WEB版バリアフリーマップ」により、町のバリアフリー情報を周知する。	継続	○建築物の基準確認/現状の取り組みを維持する ○小学校を対象にバリアフリー教室を実施/現状の取り組みを維持する ○社会福祉協議会における小学校への福祉教育(車いす体験)実施。/現状の取り組みを維持する ○「精華町WEB版バリアフリーマップ」の運用/現状の取り組みを維持する。目標：アクセス数、登録施設数の増加
5 障害のある人	障害があっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる	①共生社会の実現に向けた取り組みを推進する	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○障害者差別解消法に関する講演会の実施。講師：玉木 幸則氏 (実績)令和6年度：1回開催、参加者51名、令和7年度：1回開催、参加者39名 ○全4回の検討委員会を実施し、「精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を策定。	・障害者差別解消法に関する情報発信や合理的配慮についての理解を深めるため講演会を行った。当事者による講演会であるが参加人数が少ないことから講演会に併せてブースを設置するなど講演会の内容を見直す必要がある。 ・令和8年度は、部会において行政・住民・事業所が協働で、条例の施策推進のため情報保障の周知啓発や事業を行う必要がある。	拡充	○障害者差別解消法講演会の実施/年1回実施し、現状の取り組みを維持する ○「精華町手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の周知啓発。部会開催による事業企画実施。
		②障害のある人の権利を擁護する	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○障害者基本計画概要版の全戸配布による障害者相談支援窓口の周知。 ○精華町権利擁護・成年後見センターのチラシや出前講座による周知。 ○成年後見制度の利用促進に向けた講座の開催。(市民後見人向け及び一般向け) ○精華町権利擁護・成年後見センター及び障害者相談支援事業所の設置(精華町協へ委託)	引き続き、障害者虐待の相談窓口の周知啓発を図る。また、精華町権利擁護・成年後見センター周知においては有効な方法を研究していく必要がある。 一般住民を対象に、広く成年後見制度について理解をしてもらうため、当事者による体験などわかりやすい講演内容を選定し企画する。	継続	○障害者相談支援窓口の周知/現状の取り組みを維持する。目標：相談者の増加 ○精華町権利擁護・成年後見センターの出前講座実施/現状の取り組みを維持する。目標現状の回数より増加 ○成年後見制度の利用促進に向けた講座の開催/現状の取り組みを維持する。目標：受講者数の増加 ○精華町権利擁護・成年後見センター及び障害者相談支援事業所の設置/現状の取り組みを維持する。目標：相談者数の増加
		③障害のある人の社会参画を支援する	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○インクルーシブスポーツ「ポッチャ」の啓発・体験・交流会の実施。 せいか健康・スポーツ交流フェスティバルにて実施。 (実績)令和6年度：参加者79名、令和7年度：1回開催、参加者60名 ○①障害者対象合同就職面接会の実施：毎年1回 ②障害者の就労に関する相談会の実施：年2回 (実績)令和5年度：①参加者14名、令和6年度：①参加者30名 ②参加者4人、令和7年度：①参加者19名	・インクルーシブスポーツの普及啓発として「ポッチャ」を普及している。現在、老人クラブや中学校、支援学校、作業所、地域のサロン等「ポッチャ」を行う団体が増えていることから大会なども精華町スポーツ協会と調整し、企画していく。 ・令和8年度には、「せいか健康・スポーツ交流フェスティバル」と「障害児者ふれあいのつどい」の同時実施に向け、障害の有無に関わらずスポーツを楽しむよう事業を見直す。 ・障害者の雇用促進を目指し、ハローワークや労働局や商工会と協力し、面接会や相談会などを引き続き実施する。	継続	○インクルーシブスポーツ「ポッチャ」の啓発・体験・交流会の実施/現状の取り組みを維持する。目標：年1回 ○「せいか健康・スポーツ交流フェスティバル」と「障害児者ふれあいのつどい」の同時実施。 ○障害者対象合同就職面接会/現状の取り組みを維持する。目標：参加人数増加 障害者の就労に関する相談会/現状の取り組みを維持する。目標：参加人数増加
		④介護者を支援する	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○障害者相談支援の中で、仕事を持つ介護者に対しては必要に応じ制度の説明を行っている。また、傾聴による介護者の精神的負担、サービス調整による肉体的負担の支援を行っている。町内相談支援事業者：相楽地域障害者生活支援センター、相談支援事業所Equal、NPO法人そら ○精華町地域障害者自立支援協議会に事業所部会を設置し、事業所間での情報共有等を通して、支援者の介護の肉体的・精神的負担の軽減、孤立防止を図っている。	介護者が安心して介護をすることができるよう、継続して、制度の普及啓発や相談やサービス調整による負担軽減に努める。また、介護者家族の孤立防止のため、既存の親の会などの活動支援も引き続き行う必要がある。 事業所部会の構成団体は成人の通所・入所系事業所のみとなっている。今後、訪問系事業所や障害児の事業所も含めるか部会内で協議を図っていく。	継続	○障害者相談支援の実施/現状の取り組みを維持する。目標：介護負担の相談回数 ○事業所部会の設置/現状の取り組みを維持する。目標：必要に応じ部会の適宜開催
		⑤施設や交通機関等のバリアフリー化を進める	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○「精華町やさしいまちづくり整備指針」に基づき町内の対象建築物の順守すべき基準の確認を来になっている。 ○令和7年度に広く一般にバリアフリー状況を周知するため、「精華町WEB版バリアフリーマップ」を作成し、2月から公開した。(登録施設数：59)	引き続き、さまざまな立場の人に配慮した安全で使いやすい整備を目指し、基準確認をするとともに、「精華町WEB版バリアフリーマップ」により、町のバリアフリー情報を周知及び情報の更新をします。	継続	建築物の基準確認/現状の取り組みを維持する。目標：対象施設全て確認 ○「精華町WEB版バリアフリーマップ」の運用/現状の取り組みを維持する。目標：アクセス数、登録施設数の増加、バリアフリー情報の投稿数増加
		6 外国人	民族や国籍等にかかわらず、人権が尊重され、地域で暮らすことができる	①多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進する	変わらない	企画調整課	企画調整課	国際交流員の任用や、せいかグローバルネットとの共催等により、以下の取り組みを実施している。 ○日本語教室・にほんご学習室(毎週火曜日の午前と夜に実施。外国人への日本語学習支援事業。外国人学習者が日本語を学びながら日本文化に触れる機会を設けるとともに、地域における生活支援等についても行う) ○せいか祭りへの出展(毎年1回実施。多文化共生や国際交流を目的にパネル展示やワークショップを実施) ○地球っこ講座(毎年1回実施。ワークショップを通して多文化共生などについて考えるイベント) ○日本語による外国人のメッセージコンテスト(毎年1回実施。外国人の出場者が日本語で想いを発表するメッセージコンテスト) ○Sports Day(毎年1回実施。外国や日本のスポーツやゲームを通して国際交流を行うイベント) ○音楽で世界を学ぶワークショップ(外国や日本の歌やダンスを通して異文化理解と交流を深めるワークショップ) ○国際交流サロン(毎年1～2回実施。国際交流員が企画する異文化理解と交流のイベント) ○英会話教室(毎月1回実施。国際交流員を講師とした英会話教室) ○国際交流員による保育所訪問(毎月3回実施。国際交流員が保育所の子どもたちとゲーム等を通じて交流する)	国際交流事業に参加した外国人に対するアンケート結果は、満足度が90%を超え、一定の成果が出ているものと受け止める。一方、国際交流事業の取り組みを知らない外国人住民も多いと思われるため、事業の周知により参加促進につなげていくことが課題である。
②外国籍住民の地域づくりへの参画を支援する	変わらない			企画調整課	企画調整課	国際交流員の任用や、せいかグローバルネットとの共催等により、以下の取り組みを実施している。 ○外国人向けの広報誌「いちご」の発行(月1回発行。希望者に郵送、また公共施設等に配架およびホームページに掲載) ○日本語教室・にほんご学習室(毎週火曜日の午前と夜に実施。外国人への日本語学習支援事業。外国人学習者が日本語を学びながら日本文化に触れる機会を設けるとともに、地域における生活支援等についても行っており、地域社会に馴染むための手助けの場の一つとなっている) ○日本語による外国人のメッセージコンテスト(毎年1回実施。外国人の出場者が日本語で想いを発表するメッセージコンテスト。観客も審査に加わる。町内中学生も参加) ○Sports Day(毎年1回実施。外国や日本のスポーツやゲームを通して国際交流を行うイベント)	「いちご」などにより外国籍住民に対して地域のイベントや国際交流イベントの周知を行っているが、知らない外国籍住民も多いと思われる。さらに外国籍住民が地域にかかわっていただけるよう、周知が必要。	継続	今後もイベント等の実施にあたっては、現状の取り組みや回数を維持するとともに、SNS、チラシ掲示・配布などを通じて参加促進につなげられるよう工夫する。
③外国籍住民の生活および就・修学を支援する	変わらない			企画調整課	企画調整課	国際交流員の任用や、せいかグローバルネットとの共催等により、以下の取り組みを実施している。 ○外国人向けの広報誌「いちご」の発行(月1回発行。希望者に郵送、また公共施設等に配架およびホームページに掲載) ○外国人向けの町に関するガイドブック「Living in Seika」の発行(転入時に配布) ○日本語教室・にほんご学習室(毎週火曜日の午前と夜に実施。外国人への日本語学習支援事業。外国人学習者が日本語を学びながら日本文化に触れる機会を設けるとともに、地域における生活支援等についても行う。火曜日の午前中は子供連れでも参加可能。また防災学習も実施) ○国際交流員による通訳(日本語が不自由な外国籍住民の来庁時や、障害を持つ子どもの就学のための保護者フォローのための通訳など) ○国際交流員による保育所訪問(毎月3回程度実施。国際交流員が保育所の子どもたちとゲームなどを通じて交流する) ○外国籍住民の防災に関する研修に参加	外国籍住民に上記取り組みについて認知度を上げる取り組みが必要。	継続	今後も現状の取り組みや回数を維持するとともに、SNS、チラシ掲示・配布などを通じて認知度向上につなげられるよう工夫する。

分野	目標	方針		総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向	
									継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等
7 患者等	病気の有無にかかわらず、人権が尊重され、自分らしく暮らすことができる	(1) エイズ	①若い世代を中心にエイズに関する普及啓発に取り組む	目標達成	教育部	教育部	保健体育科の保健領域の中で、生徒がエイズについての正しい知識を身に付けられるよう指導を行う。	特になし	継続	現状の取組を引き続き継続する。
				目標未達成だが改善傾向にあり	健康推進課	健康推進課	○広報啓発活動 ・庁舎内にて、配架でエイズに関する啓発を実施。	今後も若い世代への周知啓発が必要。	継続	保健所と連携して、情報を適切に周知啓発を行う。必要時には学校と連携を行いながら、周知啓発を行う。
		(2) ハンセン病	①ハンセン病に関する普及啓発に取り組む	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○ハンセン病の患者が尊厳をもって暮らせるよう京都府や関係機関からの情報誌を役場内に配架し、周知した。	引き続き、京都府や関係機関と連携し、ハンセン病患者の偏見や差別を解消するため周知啓発に努めます。	継続	○ハンセン病患者の情報等の配架/現状の取り組みを維持する。
				目標達成	健康推進課	健康推進課	○広報啓発活動 ・庁舎内にて、ポスターでハンセン病に関する啓発を実施。	継続して幅広い世代への周知啓発が必要。	継続	公共機関にて周知啓発を実施する。
		(3) 難病患者	①難病に関する普及啓発に取り組む	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○難病患者の人権が尊重され、安心して生活ができるよう、直接的に相談支援や訪問を行う保健所や日常生活用具給付事業を行う健康推進課と連携し、支援した。また、医療依存度の高い難病の方へは、関連機関で災害時の個別避難計画を作成した。	引き続き、難病患者の人権が尊重され、安心して生活ができるよう専門職による相談を実施し、関連機関同士の連携を図ります。	継続	○難病患者相談/現状の取り組みを維持する。
8 ささまざまな人権問題	—	(1) 犯罪被害者等	①犯罪被害者等への支援活動に取り組む	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○犯罪被害者等見舞金支給事業の実施 実績0件 【犯罪被害者支援活動】 ○ホンデリングプロジェクトの実施 年2回実施 (実績) 令和3年度：寄付額21,342円、令和4年度：寄付額8,922円、令和5年度：寄付額15,832円、令和6年度：寄付額12,583円、令和7年度：寄付額14,427円 ○寄付型自動販売機の設置 地域福祉センターかしのき苑 令和6年7月から (実績) 令和6年：寄付額4408円、令和7年：寄付額3,552円(1月から6月分)	犯罪被害者の普及啓発、犯罪被害者活動支援としての寄付活動、犯罪被害者等見舞金支給事業の実施を引き続き行う必要があります。	継続	○犯罪被害者等見舞金支給事業/支給件数 ○ホンデリングプロジェクトの実施/現状の取り組みを維持する。目標：寄付金額増加 ○寄付型自動販売機の設置/現状の取り組みを維持する。目標：寄付金額増加
				目標達成	危機管理室	危機管理室	平成25年1月30日に精華町と木津警察署が精華町安全・安心まちづくりに関する協定を締結、安全・安心なまちづくりの推進に向け、連携強化施策を実施するため、年間2回の定例会を開催している。加えて、平成28年5月に精華町と公益財団法人京都犯罪被害者支援センターが 犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結、犯罪被害者等の支援に関し相互に連携を図りながら協力するため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会通常総会及び相乗犯罪被害者支援連絡協議会通常総会に参加している。	引き続き犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、警察等関係機関と連携、協力できるよう努める。	継続	引き続き犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、警察等関係機関と連携、協力できるよう努める。
				目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○犯罪支援動画による啓発活動 犯罪被害者週間	犯罪被害者の普及啓発については、引き続き犯罪被害者週間に行うとともに有効な媒体について研究する必要がある。	継続	○犯罪支援動画による啓発活動/現状の取り組みを維持する。
		(2) 性的少数者	①性の多様性の尊重についての意識を高める	目標達成	教育支援室	教育支援室	各小中学校の人権学習で、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性について学ぶ機会を持つ。 ・LGBTQ+の方を講師に招き、精華中学校で生徒向けの学習会を実施 (H5・6・7)	発達段階や児童生徒の実態に応じて実施する学年や内容を検討する。	継続	現状の取組を引き続き継続する。
				変わらない	商工推進室	商工推進室	関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。	関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。	継続	立地企業のアフターフォロー(毎月の町広報誌「華創」と案内チラシ等の配布)を継続し、必要な情報周知を行う。
				変わらない	人権啓発課	人権啓発課	男女共同参画講座において性の多様性に関する講座を実施した	男女共同参画講座は毎年1回実施しておりテーマは毎年変わるため、継続して性的少数者や多様性に関する啓発を行っていない。	継続	町広報誌やパネル展示も活用し啓発を行っていく
				変わらない	総務課	総務課	人事的観点から、性の多様性に特化した職場での周知は特に実施していない。 新規採用職員の募集においては、性別欄を記載を義務付けない方向で検討している。	現時点で具体的な職員周知を展開していない。	継続	性の多様性に対する意識は、個人の価値観によることが大きく、文化や慣習の変化が必要であることから、時間を要する課題と捉える。 多様性への直接的アプローチではないが、性差による役割の固定化解消に向けた人事配置等により、間接的な取り組みによる課題解消を図る。
		(3) 刑を終えて出所した人	①刑を終えて出所した人に対する理解を深める	目標達成	人権啓発課	人権啓発課	社会を明るくする運動強化月間である7月に併せてポスター掲示や祝園駅連絡通路を活用した啓発グッズ配布を実施した。 広報誌やホームページ等を活用して、啓発を行った。	滋賀県で起こった事件から、相談場所等に関しても公共施設の利用が可能であるが、開放的な面が課題である。	継続	今後も、現状の取り組み等を継続的に展開するよう努める。
				目標達成	社会福祉課	社会福祉課	○ホームレス調査を年1回実施 ○ホームレスが場合は、生活困窮相談につなげます。 実績) 令和2年度：相談件数138名、令和3年度：相談件数64名、令和4年度：相談件数97名、令和5年度：相談件数116名、令和6年度：相談件数102件	引き続き、ホームレスの実態把握を行うとともに、発見された際には保健所や京都府や関係機関と連携し支援につなげます。	継続	○ホームレス調査の実施/現状の取り組みを維持する。 目標：年1回実施 ○生活困窮相談/現状の取り組みを維持する。目標：相談件数増加
		(4) アイヌの人々	①アイヌの人々	目標達成	人権啓発課	人権啓発課	さまざまな人権問題に対応できるよう、人権センターにおいて人権講演会や人権講座を実施するなど、周知・啓発を実施した。 さまざまな人権問題について、広報誌やホームページ等を活用して、啓発を行った。 全国人権啓発研究全国集会、京都府集会など関係団体が行う講演会等に参加した。 さまざまな人権問題についての周知を行うため、京都府等が作成するポスター等の掲示を行った。	人権問題に関する内容が多岐にわたるため、一町単位での啓発活動等に費用面や人材面等で限界がある。	継続	今後も、現状の取り組み等を継続的に展開するよう努める。

分野	目標	方針	総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向			
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等		
8 さまざまな人権問題	—	(5) アイヌの人々・婚外子・式辞問題・北朝鮮当局による拉致問題等	②婚外子	変わらない	総合窓口課	総合窓口課	窓口等での合理的配慮に努める。広報誌やホームページ等を活用して、啓発を行った。	引き続き、対象者の方に対して、行政サービス提供の際は合理的配慮を行います。	継続	窓口等での合理的配慮の実施/現状の取り組みを維持する。	
			③識字問題	目標達成	社会福祉課	社会福祉課	〇窓口等での合理的配慮の実施：識字問題や外国人等、様々な方への情報保障が必要であることから手話通訳者の配置や情報伝達機器の設置等、情報保障の環境を整えます。	引き続き様々な方へ、行政サービス提供の際は情報保障などにおいて合理的配慮を行います。	継続	〇識字問題や外国人等へ窓口等での合理的配慮の実施/現状の取り組みを維持する。	
			④北朝鮮当局による拉致問題等	目標未達成だが改善傾向にあり	人権啓発課	人権啓発課	「政府 拉致問題対策本部」発行の啓発資料3種を12月1日～19日、町立図書館や新祝園駅改札前、人権シネマサロン会場(12～13日のみ)などで計263冊配架したところ、153冊(58%)を配付できた。内訳は24ページ立て49冊(80%)、12ページ立て63冊(56%)、子供向け41冊(45%)。B2版啓発ポスターは町役場や人権センター、図書館などの公共施設で掲出した。A4版は12月10日～25日、町内43カ所の掲示板に掲出したほか、人権シネマサロン会場でも31部配架し22部(70%)配付できた。	若年層ほど拉致事案への関心が低いことを鑑みると本来は町内小中学校でのパンフレット配付も望ましいが、学校での配付物の量が飽和状態にあるためハードルが高い。また、人権シネマサロンにおいて、初日終了時点で一部のパンフレットの在庫が無くなるがあったため、来年度は配架部数を増やす。	継続	問題に対する関心の向上のため、一刻も早い全面解決を祈りつつ、今回の取り組み規模を維持する。	
9 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる問題	—	(1) インターネット社会における人権問題	①インターネットの教育・啓発を推進する	目標達成	人権啓発課	人権啓発課	毎年度、インターネットでの人権問題に対する意識と認識を深めるため、住民対象の講演会や町内で就労する方々に対する研修会等を開催している。また、適宜、広報誌や町ホームページで継続的に啓発を行うとともに、町内の主要駅前で街頭啓発を含めた人権全般にかかわる事業を展開している。	実施内容に関して、講演会や研修等は若年層の参加が少ないため、さまざまな世代に参加してもらえよう、開催日時や多様な情報媒体を通じた啓発を行うていく必要がある。	継続	インターネットに限らず人権問題は多様化し、深刻な社会問題となっていることから、今後も講演会や映画上映会などの啓発活動の実施にあたっては、他自治体や民間事業者等の事例も参考に、関心の高い他のテーマと関連付けて事業実施することで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。	
			①個人情報の適正な取り扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む	目標達成	教育支援室	教育支援室	精華町ICT教育推進委員会を中心として、町内小中学校で9年間を見通したデジタルシティズンシップ教育を推進している。また、外部機関と連携したSNSやネットトラブルに関する出前授業も各小中学校で実施している。 〇AI倫理に関する出前授業及び講演会（R7.12/10に精華西中学校で実施） 〇京都府警サイバー犯罪対策課による出前授業 〇スマホ・ケータイ人権教室（京都府法務局・NTTドコモ）	児童生徒を取り巻く情報環境の変化は加速度を増しており、常に先を見据えた取組が求められる。	継続	現状の取組を引き続き継続するとともに、内容については毎年度の見直しを実施する。	
			②身元調査を防止する	目標達成	総合窓口課	総合窓口課	「事前登録型本人通知制度」の周知を図るため、適宜、広報誌、ホームページ等で周知啓発を行っている。	特になし。	継続	現状の取組を維持する。	
		(2) 個人情報の保護	①個人情報の適正な取り扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む	目標未達成だが改善傾向にあり	総合窓口課	総合窓口課	マイナンバーは国民一人一人がそれぞれ異なったユニークな番号を以て、各種サービス等の利用時に個人を特定する情報として活用することで、デジタル社会における信用基盤として社会生活に深く浸透しており、現代社会においてなくてはならないものとなっている。信用基盤としての性質をもつマイナンバーの管理は行政はもちろんのこと、個人においても厳重な管理が求められるものであり、本町においてもマイナンバーに関連した行政サービスを提供する際は、窓口等でその重要性と管理等について普及啓発に取り組んでいるところです。	特になし。	継続	現状の取組を維持する。	
			①個人情報の適正な取り扱いと個人情報に関する普及啓発に取り組む	変わらない	総務課	総務課	精華町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、各課等における個人情報等保護担当者の選出のほか、個人情報取扱事務や個人番号取扱事務の届出のほか、特定個人情報の取扱区域の指定について確認している。各課等による個人情報等の取扱いの自己点検、専門事業者によるヒアリング・現地視察等により、管理環境の確認と改善を図っている。職員個々の資質向上のため、個人情報等の安全管理措置に係る研修を定期的実施している。	個人情報保護法改正後、年数が浅いため、多くの職員の理解を得るには至っていない。	継続	個人情報の適正な管理に向け、職員の理解促進のための取り組み、研修機会を継続的に実施する。	
			②身元調査を防止する	目標達成	総合窓口課	総合窓口課	「事前登録型本人通知制度」の周知を図るため、適宜、広報誌、ホームページ等で周知啓発を行っている。	特になし。	継続	現状の取組を維持する。	
		(3) 安心して働ける職場環境の推進	①ワーク・ライフ・バランスを推進する	①ワーク・ライフ・バランスを推進する	変わらない	商工推進室	商工推進室	関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。	該当する情報が直接商工推進室で得ることができないため、関係部署と連携して情報収集に努める。	継続	立地企業のアフターフォロー（毎月の町広報誌「華創」と案内チラシ等の配布）を継続し、必要な情報周知を行う。
				①ワーク・ライフ・バランスを推進する	目標未達成だが改善傾向にあり	人権啓発課	人権啓発課	男女共同参画審議会の中で関連情報を提供している。物品役務の入札参加資格審査の申込に併せて企業アンケートを実施しており、働きやすい職場環境の整備の取り組みの現状把握や意識づけを行っている。	物品役務の入札参加資格審査のが電子申請になったことにより、今まで紙で配布・回収していたアンケートも併せてネット回答となり回答率が大幅に下がった。	継続	アンケートは引き続き実施することとし、調査に協力いただけるよう周知を行っていく。
				①ワーク・ライフ・バランスを推進する	目標未達成だが改善傾向にあり	総務課	総務課	働きやすい職場環境の整備に係る国の法改正に対し、条例等改正により適切に対応を図り、ルールを整備することができた。年休等休暇の取得促進、時間外勤務抑制など、継続的に観察し職員への周知啓発など、意識改革を進めることができた。	リモートワークなど、義務付けではなく、推奨レベルの手法については未整備のものがある。休暇の取得は概ね目標達成できているが、時間外勤務については大きく改善することができていない。	継続	ワークライフバランスに寄与する手法について、積極的に導入を図る。
②ハラスメントを防止する	②ハラスメントを防止する		変わらない	商工推進室	商工推進室	関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。	該当する情報が直接商工推進室で得ることができないため、関係部署と連携して情報収集に努める。	継続	立地企業のアフターフォロー（毎月の町広報誌「華創」と案内チラシ等の配布）を継続し、必要な情報周知を行う。		
	②ハラスメントを防止する		変わらない	人権啓発課	人権啓発課	企業等への普及啓発資料の貸出しを行っている。	貸出し実績がない。	継続	引き続き、貸出しを行っていることを啓発していく。		
	②ハラスメントを防止する		目標未達成だが改善傾向にあり	総務課	総務課	安全衛生委員会による職員研修、課長等協議会による管理職研修、全職員（会計年度任用職員含む）を対象としたコンプライアンス研修の機会など、さまざまな機会を捉え職員への周知啓発を図った。毎月発行する職員機関誌「あゆみ」には、ハラスメント等の相談窓口の設置と案内を掲載し周知している。	世代や性別、個々の認識のズレには、これまでの文化や慣習の影響が大きく、解消するには時間を要するものとなる。個々の十分な理解を促せるよう継続的な取り組みが必要となる。	継続	個々の十分な理解が促せるよう継続的な取り組みを展開する。		

分野	目標	方針	総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向		
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等	
		(4) 自殺対策の推進	①総合的な自殺対策に取り組む	目標未達成だが改善傾向にあり	社会福祉課	社会福祉課	○精華町第2次自殺予防対策計画の進捗管理のため精華町自殺対策連絡協議会の実施；年1回 ○相談窓口の周知啓発（窓口記載のチラシ入りポケットティッシュ配布） ○ゲートキーパー養成講座の実施：年1回 実績）令和3年度：受講件数20人、令和4年度：受講件数25人、令和5年度：受講件数30人、令和6年度：受講件数27人、令和7年度：受講件数55人	精華町第2次自殺予防対策計画の進捗管理のため、精華町自殺対策連絡協議会の実施し、現状把握や予防的対策について議論します。また、広く相談窓口を知ってもらうため、周知啓発チラシやグッズ作成などを発行配布します。 ゲートキーパー養成講座においては、令和7年度よりこれまで職員のみであった受講対象者を一般住民にも拡大した。今後も一般住民含めて養成講座を開催する。	継続	○精華町自殺対策連絡協議会実施/現状の取り組みを維持する。目標：年1回実施 ○周知啓発物の配布/現状の取り組みを維持する。目標：啓発グッズ配布数増加 ○ゲートキーパー養成講座の実施/現状の取り組みを維持する。目標：前年度以上の受講者
1 さまざまな 場面での人権 教育・啓発	—	(1) 保育所・幼稚園	①方針に基づく保育・教育活動を推進する	目標達成	町内幼稚園 (学校教育課)	町内幼稚園 (学校教育課)	子どもの人権や不適切対応をテーマに研修を行い、職員一人ひとりが人権問題について考える機会を設けた。人権擁護のためのセルフチェックリストを実施し、子どもの人権擁護について意識を高め、自身の教育を向上させた。	職員の受け止め方によってバラつきがある。	継続	・引き続き、研修やチェックリストを実施し、日々の保育の振り返りを行ったり、保育の質の向上を目指していく。
			②職員に対する研修を充実させる	目標達成	各3町立保育所	各3町立保育所	・子どもの人権や不適切保育をテーマに事例やロールプレイを取り入れた研修を行い、職員一人ひとりが人権問題について考える機会を設けた。 ・人権擁護のためのセルフチェックリストを実施し、子どもの人権擁護について意識を高め、自身の保育の振り返りを行った。	・職員間で、人権感覚の違いや知識の違いがあり、その違いをどのように受け止め、埋めていくかが課題である。	継続	・引き続き、研修やチェックリストを実施し、日々の保育の振り返りを行ったり、保育の質の向上を目指していく。
		(2) 学校	①就・修学の保障と希望進路の実現を支援する	目標達成	教育支援室	教育支援室	毎年度、各小中学校で重点研究テーマを設定し、年間を通して指導方法の改善に取り組んでいる。加えて、R7は教育委員会と各小中学校が連携した『今求められる「学びの充実」に向けた授業改善研修』を実施し、理論研修や公開授業を通して指導方法の改善に取り組んだ。また、各中学校では希望進路の実現に向け、個々の生徒に応じたきめ細やかな指導を、進路指導主任を中心として組織的に行っている。	児童生徒を取り巻く環境の多様化や次期学習指導要領の改訂を踏まえ、学校現場に求められる授業改善の方向性を明確にし、計画的かつ組織的に研修を行っていく必要がある。	継続	引き続き現状の取組を進めていくとともに、R8からR10の3年計画で授業改善の取組を教育委員会と各小中学校が連携して実施する。
			②人権に関する学習内容や指導方法を充実させる	目標達成	教育支援室	教育支援室	毎年度、各小中学校から提出される人権教育推進計画で各校の取組状況を把握し、必要に応じて指導を行っている。また、精華町人権教育研究会の新規会員研修会において、人権教育推進に関する講義を人権教育担当が実施している。	若手教員の増加に伴い、これまで同和教育の中で培ってきた成果と手法の継承が喫緊の課題である。	継続	引き続き現状の取組を進めていくとともに、内容の充実を図っていく。
			③研究実践効果を活用する	目標達成	教育支援室	教育支援室	各小中学校において、年間を通して人権教育に関する校内研修（管外研修も含む）を実施している。また、精華町人権教育研修会の夏季全体研修会や各専門部会において、最新の知見と各校の実践を学ぶ機会を設定している。	若手教員の増加に伴い、人権教育に関する研修の更なる充実による指導力向上が課題である。	継続	引き続き現状の取組を進めていくとともに、内容の充実を図っていく。
			④家庭や地域と連携した取り組みを推進する	目標達成	教育支援室	教育支援室	各小中学校において、それぞれの特色を生かした地域連携の取組を実施している。 ・職場体験 ・青春祭 ・役場各課との連携 ・防災教室 ・避難所体験 ・農業体験 等	家庭や地域との連携を図るにあたり、目的を共有するための事前打ち合わせの時間確保が難しい場合がある。	継続	引き続き現状の取組を継続するとともに、オンライン等の方法で事前の打ち合わせの充実を図る。
			⑤教育環境の整備に取り組む	目標達成	教育支援室	教育支援室	・「分かる・できる」喜びを全ての児童生徒が実感できるよう、各校で重点研究テーマを設定して年間を通して授業改善の取組を実施している。 ・いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向け、年間2回のいじめアンケートと追跡調査を実施している。 ・児童生徒の学校での居場所づくりと学習保障を目的として、校内教育支援センター（別室）を全小中学校に開設し、支援員を配置している。	いじめや不登校のサインを早期に発見するための仕組みの導入が必要である。	継続	各小中学校の実情に応じて、心の健康観察の導入を検討する。
		(3) 地域社会	①ライフステージに応じた人権に関する学習機会を提供する	目標達成	生涯学習課	生涯学習課	教育委員会は教育集会所を活用し、学習支援指導員を配備して小中学校や児童館と連携した学習支援活動を行っています。毎週火曜・木曜には児童生徒対象の自主学習会を開催し、生涯学習指導員や大学生が学力向上を目指した個別学習指導を提供しています。これにより、学習する習慣を身につけ、自主性を育む教育環境を整えています。	指導員の質を維持しながら大学生を確保することが課題です。学習支援指導員に参加する大学生は、教員を目指す情熱を持つ者が多い一方で、多忙な大学生生活やアルバイトとの両立が難しく、参加継続が困難なケースが発生しています。	継続	大学生確保への取り組みを上げ、協力大学を増やすことで、より多くの学生に安定的に来ていただける仕組みづくりを検討します。
			②人権教育を担う指導者を養成する	目標達成	人権啓発課	人権啓発課	毎年度、さまざまな人権問題に対する意識と認識を深めるため、精華町人権啓発推進委員会の会員と住民等を対象とした講演会や研修会等を開催している。	精華町人権啓発推進委員会の会員の選出方法等、今後、会員のライフスタイルに応じた取り組み等が必要である。	継続	人権問題は多様化し、深刻な社会問題となっていることから、今後も研修会などの教育活動の実施にあたっては、他自治体や民間事業者等の事例も参考に、関心の高い他のテーマと関連付けて事業実施することで、幅広い層の参加が得られるよう工夫する。
			③青少年の健全育成を支援する	目標達成	生涯学習課	生涯学習課	青少年の社会性や豊かな人間性を育むために、生涯学習課では青少年が参加できる講座を企画・実施しています。具体的には、令和7年度に「かけっこ講座」や「ドローンと防災講座」など現代のトレンドやニーズを反映した内容の多様な講座を実施しました。これらの講座は、スポーツを通じた体力向上、現代技術に関する理解促進、防災意識の向上といった目的を兼ね備えています。	設定した講座に十分な参加者を集めることが課題です。青少年は学業や部活動・習い事などのスケジュールが多忙であり、講座への参加が難しい場合があります。多忙な青少年のスケジュールに合わせて、適切な開催時期と時間帯を設定することが課題です。	継続	講座の開催時期や時間帯を青少年のスケジュールに合わせて柔軟に設定し、参加しやすい環境を整えます。さらに、講座を地域全体で周知するため、学校や地域団体などとの連携を強化します。
		(4) 家庭	①家庭教育に関する学習機会を充実させる	目標達成	教育支援室	教育支援室	・デジタルシティズンシップ教育に関する情報をさくら連絡網を活用して送信し、全小中学校の保護者への啓発を行った。（R6） ・各小中学校を通じて、家庭教育に関する情報が掲載されたチラシ等を配布し、情報提供を行っている。	学校で配布するチラシにより周知を図っているが、児童生徒を介した伝達経路においては実際に保護者の目止まっているかを正確に把握することができない。	継続	現状の取組を継続するとともに、効果的な情報発信について研究を進める。（さくら連絡網の効果的な活用等）
			②家庭における児童虐待等の人権侵害を防止する	目標達成	生涯学習課	生涯学習課	生涯学習課では、家庭教育の促進を目的として、人権啓発を含む講座を実施しています。講座では、子どもへの接し方や家庭内でのコミュニケーションを深める内容に加え、人権の重要性について学ぶ機会を設けています。 人権問題に関するケーススタディ形式の研修を組み込むことで、親子間で話し合いながら人権意識を育成することを目的としています。また、家庭内での問題を考える時間を作るため、配布資料や家庭で取り組める課題を提供しています。	講座に対する参加者層に課題があり、子育て世代の参加者が少ないです。 特に、共働き家庭が増え、時間的制約から講座参加が難しいという課題があります。	継続	参加者の拡大を目的とした広報活動を強化し、積極的に地域住民へ情報を届ける方法を検討します。学校や子育て支援センターを通じて情報を発信し、参加しやすい時間帯や形式での講座提供を検討します。参加者の意見を収集し、講座の内容改善や拡充に繋げ、実効性を高める取り組みを推進します。
			②家庭における児童虐待等の人権侵害を防止する	目標達成	健康推進課	健康推進課	妊娠期からの切れ目のない支援の実施のため母子健康包括支援センター設置し、事業や相談体制の充実を図った。 平成30年度 母子健康包括支援センター開設 運営検討委員会で関係団体と連携 令和2年度 産後ケア事業開始 →医療機関との連携 令和3年度 産婦健診公費負担開始 →医療機関との連携 令和4年度 新生児聴覚検査費用負担開始 →医療機関との連携 マタニティフェア開始 →子育て支援センターとの共催、主任児童委員も参加。妊娠期からの相談体制の充実に寄与 産前産後支援ヘルパー派遣事業開始 →社協との連携 令和5年度 産科受診等支援事業開始 →医療機関との連携 令和6年度 1か月児健康診査費用助成事業開始 →医療機関との連携 令和7年度 5歳児健康診査開始 →就学前の相談体制の充実、保育所・幼稚園との連携	こども家庭センター設置により、母子保健と児童福祉が一体化することで、虐待対応部門として敬遠される恐れがある。	継続	関係機関との連携強化に引き続き力を入れるとともに、妊娠・出産・育児の相談場所として「こども家庭センター」が認知されるよう、周知啓発を行う。

分野	目標	方針	総合評価	担当課	評価 (担当課)	取組み状況 (実施内容、これまでの実績)	問題点、課題点	今後の取り組みの方向		
								継続・廃止 拡充・縮小	方針・目標値等	
			目標達成	社会福祉課	社会福祉課	〇民生児童委員による見守り活動から支援を要する世帯を把握した場合は、子育て支援課をはじめ関係課と情報共有を図った。 〇障害者相談支援事業者による相談支援を通して必要なサービスや支援機関の情報提供を行っている。また必要に応じ関係機関を招集しケース会議等を実施している。町内相談支援事業者：相楽地域障害者生活支援センター、相談支援事業所Equal、NPO法人そら	早期発見早期対応ができるよう、継続して、関係機関との情報共有に努める。	継続	〇民生児童委員の見守り活動/現状の取り組みを維持する。 〇障害者相談支援事業者による相談支援/現状の取り組みを維持する。	
1 さまざまな 場面での人権 教育・啓発	—	(5) 企業・職場	①人権が尊重される 企業づくりを促進 する	変わらない	商工推進室	商工推進室	関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。	該当する情報が直接商工推進室で得ることができないため、関係部署と連携して情報収集に努める。	継続	立地企業のアフターフォロー（毎月の町広報誌「華創」と案内チラシ等の配布）を継続し、必要な情報周知を行う。
			②採用時や職場内での 人権侵害を防止する	変わらない	商工推進室	商工推進室	関係機関からチラシ配布等による啓発協力依頼があれば、毎月の広報誌「華創」と共に配布を行い、町内企業向けに周知を行う。	該当する情報が直接商工推進室で得ることができないため、関係部署と連携して情報収集に努める。	継続	立地企業のアフターフォロー（毎月の町広報誌「華創」と案内チラシ等の配布）を継続し、必要な情報周知を行う。
2 人権に特に 関係する職業 従事者に対する 研修の推進	—	(1) 役場職員・一部 事務組合職員等	①職員に対する人権 研修を充実する	変わらない	総務課	総務課	職員向けの研修機会として、例年、新規採用職員研修の一環として、人権啓発課より職員を招聘し同和問題に関する研修枠を設けている。 人権啓発推進委員会と連携し、同和問題に限らず、さまざまな人権課題に関する職員向け研修会を実施している。	新規採用職員研修では、経歴や入庁時年齢にばらつきがあり、また、町民割合が低下傾向にあるが、研修内容を大きく変更することはできていない。	継続	職員向けの研修機会を継続的に確保する。 職員全体の構成（年齢・住所など）の変化を捉え、研修内容を工夫する。
			(2) 教職員・社会教育 関係者	①教職員の権意識高 揚を図る	目標達成	教育支援室	教育支援室	京都府教育委員会が作成している人権教育に関する資料を、研修等の機会を通じて各小中学校教職員に情報提供している。 精華町人権教育研究会の新規会員研修会において、人権教育の推進について講義を実施している。 各小中学校において、人権問題や生徒指導、コンプライアンスに関する研修を行い、人権意識の高揚に努めている。	若手教員の増加に伴い、研修の更なる充実が求められる。	継続
		②教職員の人権教育の 指導力を向上する		目標達成	教育支援室	教育支援室	精華町人権教育研究会の新規会員研修会において、人権教育の推進について講義を実施している。 この研修を通じて、社会教育委員は人権教育の最新知識や実践の指導力を習得し、地域での人権啓発活動の指導力を向上させています。 各小中学校にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、相談機能の充実を図っている。加えて、校内研修での講師活用を通して、教育相談に関する研修の充実を図っている。	若手教員の増加に伴い、研修の更なる充実が求められる。	継続	現状の取組を継続するとともに、研修内容の更なる充実を図る。
		③社会教育関係者の 人権教育の指導力を 向上する		目標達成	生涯学習課	生涯学習課	京都府や山城教育局が実施する社会教育に関する研修（人権研修含む）に社会教育委員が積極的に参加しています。 この研修を通じて、社会教育委員は人権教育の最新知識や実践の指導力を習得し、地域での人権啓発活動の指導力を向上させています。 また、人権啓発推進委員として行政や関係機関とも連携し、学んだ内容を活かした情報提供や、啓発活動を実施しています。	研修受講者が限定されるため、学びが一部の住民層にしか届いていないです。 社会教育委員の個人の力に頼る形になっているため、地域の社会教育関係者全体への拡充が課題です。	継続	家庭教育における人権学習の重要性について、社会教育委員を通じての情報発信や広報活動を強化し、地域全体での認識向上を目指します。
		(3) 保健福祉関係者	①人権意識高揚に向 けた研修を充実する	目標達成	健康推進課	健康推進課	各事業やケース対応を行う中で、常にプライバシーや人権に配慮した対応を心掛けている。	異動等により職員の移り変わりが多いため、新規採用や配置換えにより新たに加わった職員に対する教育が必要。	継続	新規等の職員に対して、人権に配慮した対応ができるよう業務の中で指導していく。
		(4) マスメディア関 係者	①人権尊重の働きか けを行うよう努める	変わらない	企画調整課	企画調整課	〇イベント等について定例記者会見での学研記者クラブへの報道発表 〇町広報誌の学研記者クラブへの提供 〇毎日精華町に関連する新聞記事を確認し、誤りがあれば新聞社に連絡	上記以外のこちらからの具体的な働きかけは行っていない。	継続	現状の取り組みを継続する見込み。
		(5) 消防職員	①人権意識高揚に向 けた研修を充実する	目標未達成だが 改善傾向にあり	消防総務課	消防総務課	毎年度、町職員を対象とした人権研修に参加し、人権意識の知識のアップデートに繋げている。 住民との関わりの中で、積極的にコミュニケーションをとることを重点的にを行い、公平なサービスが行き届くようになっている。  〇消防職員安全衛生管理研修会（毎年度10月頃に受講） 〇精華町消防衛生研修会（毎年度1回実施）	消防職員は、隔日勤務者が多くおり、研修に必ず参加できる状況ではないので、研修に参加した者がフィードバックをしっかりと行える環境を構築する必要がある。 緊急時に住民と最前線で接するため、多様な背景を持つ人々に対する深い理解と配慮が必要不可欠となる。	拡充	研修に参加できずとも職員が人権について話す機会を設ければ、人権意識を高めることができる。実際の現場で起こった、起こりうる人権にかかわる事例等を共有し、振り返りや対応策を考えることで組織としての人権意識の向上につなげる。